

第2回海外研修団 (F3) 報告

—— アジア諸国の知的財産事情の研修 ——

第2回海外研修団(F3)*



目次

1. はじめに
2. 中国
3. 韓国
4. 台湾
5. むすび

1. はじめに

2003年度日本知的財産協会海外研修 F3コースが、10月15日(水)から25日(土)までの11日間の日程で行われた。

本研修は1999年の第1回以来、2回目である。2001年に2回目を計画したが、米国同時多発テロの影響により出発間際で開催を断念した経緯があり、今回も SARS 問題で懸念されたが沈静

化し、ようやく実現した。

訪問国は、第1回と同様、アジアの中でも知的財産活動にめざましい発展・改革が続いている中華人民共和国(以下「中国」という)、大韓民国(以下「韓国」という)、中華民国(以下「台湾」という)を選定した。これら、訪問地の知的財産の情報、国情・文化に直接触れることを通じて、知的財産事情を身近なものとして捉え、今後の実務に役立てることを主目的とした。

今回の研修は第1回と同様、各国の知的財産権関係官庁、裁判所、関税局などの国家機関の他に、企業側の知的財産権に対する取り組みの実状を理解するため企業を1社訪問した。

一方、知的財産権の啓蒙、教育活動の状況を

* The JIPA Overseas Study Tour Group F3 ('03)

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

把握するために、発明啓蒙機関や研修機関を訪問した。また、各国の知的財産制度・運用面の実態をより理解する目的で、特許事務所を訪問した。

本海外研修 F3コースを通じて、中国、韓国、台湾の知的財産事情を幅広く理解することができ、さらに各界各層の多くの方々と親しく交流することができ、有意義な研修であった。

1. 1 研修団の構成

団 長：小原 邦夫 (知財サービス(株)社長)
(2000年度日本知的財産協会理事長)

A グループ (中国担当)：

リーダー：水谷 幸弘 ナブテスコ(株)
井上二三夫 シスメックス(株)
石川 弘 アロン化成(株)
内田 哲彦 ダイキン工業(株)
野口 真輔 (株)神戸製鋼所
安井 直志 大日本スクリーン製造(株)
木綿 良介 不二製油(株)

B グループ (韓国担当)：

リーダー：安達 信夫 (株)トクヤマ
後野 明仁 本田技研工業(株)
荒俣 智子 (株)帝人知的財産センター
水谷 容子 同上
石尾 慎史 協和醸酵工業(株)
岡本武蔵 リカルド
新日鉄ソリューションズ(株)
山内 通秀 花王(株)

C グループ (台湾担当)：

リーダー：南川佐英子 大塚製薬(株)
松下 昌弘 創進国際特許事務所
小林 豊明 日本ビクター(株)
森田 英作 (株)豊田自動織機
安藤 幹夫 日産化学工業(株)

高橋 伸行 ヤマハ(株)
野上 成清 本田技研工業(株)
吉田 正志 (株)資生堂

日本知的財産協会 事務局：

白石 誉(研修グループリーダー)

1. 2 訪問先と日程

10月15日(水) 成田、関空、名古屋から出発

16日(木)：中国

- (1) 国家知識産権局・知識産権研究会
(田力普国家知識産権局副局長、趙国虹知識産権研究会秘書長他9名)
- (2) 北京市知識産権局 (劉東威局長他4名)
- (3) 中科專利商標代理有限責任公司
(李悦董事長他13名)

10月17日(金)：中 国

- (4) 国家工商行政管理総局 (侯商標副局長他5名)
- (5) 中国商標專利事務所 (王天祥副總經理他4名)
- (6) 北京市工商行政管理局 (張国鴻商標管理監督処長他5名)
- (7) 国家質量監督檢驗檢疫総局 (吳清海司長他7名)

10月20日(月)：韓 国

- (1) 韓国発明振興会 (閔庚卓常勤副会長他5名)
- (2) LG 電子 (Lee Dong Hyuk 特許Gマネージャ他5名)
- (3) 金&張特許法律事務所 (張秀吉所長他14名)

21日(火)：韓 国

- (4) 韓国特許庁 (Jeong-gyun Kim 国際課長他3名)
- (5) 国家専門行政研修院国際特許研修部 (金昌培研修部長他4名)

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- (6) 特許法院（梁承泰法院長他 5 名）
10月23日(木)：台 湾
(1) 司法院（劉坤典法官他 4 名）
(2) 中華民國全國工業總會（陳武雄副
理事長他10名）
(3) 財政部関税総局（劉明珠科長他 5
名）
24日(金)：台 湾
(4) 經濟部智慧財産局（蔡惠言副局長
他 5 名）
(5) 理律法律事務所(林宗宏弁理士(他
5 名)
25日(土) 成田，関空，名古屋に帰国

2. 中 国

2. 1 概 要

2. 1. 1 WTO 加盟と知財環境の整備

中国は WTO 加盟を契機に，専利法（特許，
実用新案，意匠）や商標法の改正他，知財に関
する法律・制度の整備が進められている。現状
では未だこれが国民にあまねく実効するまで
には至っていない一面があるが，今中国当局は，
知財意識（権利の取得，保護，活用）の啓蒙活
動，違反事件への取締まりに注力し，また知財
業務に対応する体制の強化，効率化を進めてい
る。WTO の一員として，「国際調和を実現し，
外国企業等にとっても好ましい知財環境」作り
の責任を果たすことに自信をもっており，知財
においても世界の大国に相応しい環境の実現に
向かっている。

なお，中国での知財関連における日本の位置
付けは，特許や商標の出願，保有件数，知財争
訟件数の多さからアメリカとともに最重要国の
一つと見なされている。

2. 1. 2 中国特有の制度とその運用

- (1) 専利と商標の行政官庁の分離

中国では専利法を知識産権局が管轄し，商標
法（及び不正競争防止法）を工商行政管理局が
管轄している。これは歴史的な経緯によるもの
であり，当面統一の計画は無いとのことである。

(2) 地方政府での知財部局

中国は地方政府に知財担当部局が設置されて
おり，知財に関する地方毎の政策実行，地方人
民への直接的な啓蒙活動，契約等の実務を行う
と共に，侵害問題についてのエンフォースメン
トを行っている点に大きな特徴がある。一方，
中央の国家知識産権局は，出願登録業務ととも
に，国家としての知財施策立案／外国との問題
対応／地方部局の指導・管理を取り扱っている。

(3) 侵害問題解決法の選択（行政／司法）

知的財産侵害への解決法は裁判所に提訴する
司法ルートと，管轄の地方行政官庁に訴える行
政ルートとが存在する。侵害停止の処理の迅速
性や費用の安価な面では行政ルートが便利であ
るが，損害賠償では強制執行力の面から司法ル
ートに頼ることとなる。利用実績は特許（実用
含む）ではほぼ半々，商標では行政ルートが多い。
ただ外国企業の特許権侵害事件となると司法ル
ートが多く選択されている。

行政ルートでは，知識産権局や工商行政管理
局以外にも，品質や不当表示問題を扱う「質量
監督検験検疫総局」が存在する。

2. 1. 3 知財業務の増大と処理の効率化

専利，商標出願件数の急激な伸びに対応する
ため，担当部局では業務の効率化や処理能力ア
ップに努めており，コンピュータ導入による電
子化・効率化や，人員増などによる組織強化，
人材育成，調査業務の外注化等を積極的に進め
ており，審査の効率も年々アップしている。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

2. 2 各訪問機関の報告

2. 2. 1 国家知識産権局

国家知識産権局は管理部門、審査部門、再審査委員会(日本の審判部に相当)、審査協力センター等からなり、専利(特許、実用新案、意匠)を管轄する国家機関である。近年中国における専利出願件数は著しく増加しており、2002年には約25万件、2003年には30万件を超える見通しである。国家知識産権局では、このような現状に対応して遅滞なく審査業務を行うために審査官の大幅な増員に取り組んでいる。現在、専利全体の審査官は約1,200名で、今後さらに増員の予定である。

特許の審査請求から登録までに要する平均期間は1998年で60ヶ月だったが、2003年は32ヶ月に短縮された。審査請求からファーストアクションまでは現状20ヶ月であるが、将来的には8ヶ月程度にしたいとのことである。このような審査短期化を実現するために、①外部団体である審査協力センターに審査業務を委託、②局内ペーパーレス化の推進、③審査プロセスの改善、審査基準の改訂、などの措置を行っている。

専利の再審査(復審査、無効宣告請求)案件の過去5年間の結審件数は復審査(不服審判)が約2,800件、無効宣告請求(無効審判)が約5,600件である。無効宣告請求の申し立ての内訳は特許、実用新案、意匠で1:5:4の割合である。また、上記結審件数中で査定が覆った、または登録が取り消された割合は、復審査で24%、無効宣告請求で40%である。実用新案は無審査登録制であるため、無効と判断される案件が多い。

知的財産権の侵害事件は増加傾向にあり、特許では年間約4,000件で司法ルートおよび行政ルートの活用割合は半々程度である。

実用新案権を行使する際には技術評価書を取得することとなるが、入手するまでに3ヶ月程度を要する。

職務発明の報奨金の取り扱いに関して、民間企業には特許法実施細則74~77条(報奨金の支払条件)が適用されることはない。原則として合理的な金額を支払えばよい。

2. 2. 2 知識産権研究会

1985年に当時の中国専利局を通して設立された組織で、形式上は民間団体であるが、国家知識産権局の外郭団体もしくは下部機関に位置づけられる。主な役割としては、①実務の交流活動、②法律面での意見具申、③特許法制度のPR、普及活動、④外国民間組織との交流活動である。2003年の活動としては、インターネットの著作権保護についての意見交換、知的財産権についてのPR活動などを行っている。

2. 2. 3 北京市知識産権局

北京市知識産権局は、北京市全域を管轄範囲とする専利工作管理部門であり、主な業務は次のとおりである。

- ①知的財産保護の教育や宣伝
- ②各業界の協会・企業・団体・関連部門の業務遂行指導・模範化
- ③知的財産に関する戦略的研究活動
- ④特許法に沿った行政執行・特許保護

1985年の設立後、2002年までに403件の特許紛争を受理し、373件を結審している。その内訳は、権利侵害:190件、権利帰属:209件、報奨金・報酬:4件である。

紛争処理においては、市民(当事者)への教育の意味も含め、現場で和解の形で進めることが多いようである。処理案件のうち実際に和解となった案件は75件、取り下げとなった案件は62件である。

行政ルートのデメリットとして執行力の弱さが指摘されているが、北京市知識産権局の決定に従わなかった案件はまだない。和解の協定違反が1件あっただけである。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

行政ルートの特長は、現場で調査し即時判断をするため処分が早いことである。模倣品販売6件を2、3日で処理した例もある。展示販売会などでの模倣品は会期中に処理することもできる。2002年には宝石の国際展示販売会でドイツのメーカーから情報を受け、当日に撤去処分を行った例がある。

1997年から北京市政府の意向を受け、北京市商業委員会と協力して、模倣品を取り扱わない百貨店の認定活動を行っている。1997年では北京市内の百貨店の25%が模倣品を販売していたが、この3年で5%に減少している。

なお、当局出席者から「情報収集のみの研修訪問ではなく、双方向をもった意見交換をしたい。そのために日本知的財産協会には交流団体となって貰いたい。」とのコメントがあった。

2. 2. 4 国家工商行政管理総局商標局

国家工商行政管理総局は、商標局、商標評審委員会、通達商標サービスセンター等から構成され、商標登録業務や関連する規則制度の制定、地方の工商行政管理局の指導等を通して中国市場の監督・管理を行う機関である。

商標局は、商標登録業務を担当しており240名が在籍している。商標局の人員はここ数年来変化していないが、公報発行やデータベース調査を担当する通達商標サービスセンター(TDTM)を併せると500名程度になる。商標出願件数は近年急激な伸びを示しており、TDTMのシステム強化や局内ペーパーレス化により、商標出願から登録までの期間を1~1.5年に維持しているとのことである。TDTMの商標データベースは現在局内での利用に限られているが、将来的に一般開放できるよう3次計画が推進されている。

商標評審委員会は、各種審判を扱う機関であって日本の審判部に相当する。審判は3人以上の合議体で行われ、拒絶査定不服審判の場合で

受理から裁決まで2年半、その他審判の場合で3年半以上の期間を要している。評審委員会により商標局での判断が覆る割合は、現状25%程度である。また、北京市中級人民法院への上訴割合は裁決全体の2%程度とのことである。

商標侵害事件については、地方の工商行政管理局に摘発を要請する行政ルートと裁判所に処理を求める司法ルートが存在するが、同時にはどちらか一つしか選択できない。行政ルートは迅速かつ費用が安価等のメリットがあるが損害賠償の調停には消極的であり、損害賠償を求める場合には司法ルートとなる。差し止めを行政ルートで行い、その後に司法ルートで損害賠償を求めることは可能である。この場合、侵害判断は行政の判断が尊重されるようである。行政ルートにおける申請件数は一般商標事件と併せ2002年度で39,000件となっている。

2. 2. 5 北京市工商行政管理局

北京市工商行政管理局は、北京市全域を管轄とし、市の管理局と各区にあるその分局といくつかの管理処からなる。それら全体で1,000人程度が従事している。その役割としては、商標や不正競争に関する法律の教育・宣伝、公共・市場秩序維持、権利者の申し出による侵害行為の取締り、北京市の分局、各区の管理処の指導等を行うことである。

行政ルートによる侵害行為の取締りでは、当事者の申し出と具体的な状況・証拠がなければ原則として処理しないが、スピードが速く、訴訟に比べ全体費用も安価にすむことから、北京市の商標紛争の約80%を処理している。毎年およそ1,000件を処理しており、うち外国人権利者の案件は約20件と少ない。管理局は損害賠償の調停を行うが、管理局の決定に不服があれば人民法院に提訴できる。侵害者側が管理局の決定に従わない場合は、管理局自身が強制執行を人民法院に提訴できる。ただし、現在まで北京市

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

では例がない。

侵害行為があれば、分局へ直接申立てできるが、商標の類似が疑われる場合は市の管理局に申立を行う必要がある。類似の判断は、原則7日で判断するが、判断の難しいものは国家工商行政管理局へ相談するので時間がかかる。

申立てには、訴状、委任状（代理人の場合）、権利者であることの証明（権利書）が必要である。訴状には、対象（相手方）・証拠（現物・領収書など）・請求の内容（差止めなど）が必要である。なお、取り締まりには補償金を要求されることがある。

2. 2. 6 国家質量監督検閲検疫総局

国家質量監督検閲検疫総局は、品質管理機能の一層の強化をはかるため、2003年4月、国家質量技術監督局（中国国内の製品の品質管理にかかわる行政機関）と国家輸出入検閲検疫局（輸入製品の品質管理にかかわる行政機関）とを統合して設立された。当局では、毎年約18万件の案件を処理しているが、そのうちの70%が製品質量法に違反する案件である。以下に例示する7種類の不適法品が取締りの対象となる。

- ①重量を偽っている物（中にレンガを詰めた綿）
- ②本物の中の偽物（アルコールを使って製造した白酒）
- ③質の悪いものを、良質のものであるかのように偽って売っている物
- ④規格に合格していないものを合格しているかのように偽っている物
- ⑤製造元を偽って表示している物
- ⑥他人の会社名を無断で使用した物
- ⑦安全性等の基準に合わなくなったにもかかわらず継続して販売している物

上記の中で、商標権侵害と関連するのは⑥のケースであり、全体の1.5%を占める。

製品質量法の下では、権限のない者が他人の

「会社名」や「会社住所」を製品上に記載することは許されない。「会社名」が商標登録されているか否かは無関係である。

不法に「会社名」や「会社住所」を記載した商品を見つけたとき、被害企業は、省、県、市の質量管理部門に、その取締りを請求できる。「会社名」が商標登録されている場合は、工商行政管理局に取締りを請求することもできる。

手続き費用は無料である。代理人は、必ずしも必要ないが、迅速（当局からの問い合わせに7日以内）に対応することが要求されるので、外国企業は代理人を使うことが望ましい。差し押さえを請求する場合であっても補償金は必要ない。上海では試験的に補償金を要求しているが、国家の規則ではない。取締り処置としては、教育、差止め、没収、罰金、刑事罰があり、工商行政管理局の下す処置と同じである。当局の決定に対して不服があるときは、国家、または、裁判所に控訴できる仕組みになっているが、控訴されたことはない。

2. 2. 7 特許事務所

今回、中科專利商標代理有限公司、中国商標專利事務所有限公司の2箇所を訪問した。

取り扱っている侵害訴訟のタイプを確認したところ、意匠権を対象とするものが多いとの回答を得た。侵害態様としてデッドコピーが多いことから、訴訟手続きはそれ程難しくないのである。ただし、意匠権は無審査登録であることから無効審判を請求されることが多く、その4割が無効と判断されるので権利行使には十分な注意が必要とのことである。

侵害訴訟における仮処分の取り扱いについては、北京市では厳密な判断のもと慎重な取り扱いがなされており、現在までに1件の事例のみが存在するとのことであったが、広東省では多数の事例が存在するようで、地域によりかなりの温度差がある印象を受けた。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

中国での侵害予防の要点については、対象製品に権利番号を表記することが抑止力の観点から有効であるとのアドバイスを受けた。権利番号が示されていないと権利が何ら存在しないと思われるってしまうとのことである。

また、商標問題と品質不良問題が同時に存在する模倣品対応の場合、工商行政管理局と質量検閲検疫局の双方に摘発申請することが可能とのことであった。

3. 韓 国

3.1 概 要

韓国は、特許法院の設立や二重出願制度の導入に続いて、知的財産権関連四法の大改正など矢継ぎ早に知的財産権制度を整備してきた。司法分野においても、韓国法院が知的財産分野において中立で前向きな姿勢を見せるようになりその信頼性が増している。韓国人による特許出願件数も世界ランク4位（2000年度WIPO発表）になり、すっかり知的財産大国の一員となった感がある。

今回の訪問で、韓国はさらに明確な施策、組織をもって知的財産権体制の一層の強化を図っていることを認識した。我々が訪問した月初めに移転したばかりの特許法院の堂々たる新庁舎はそれを象徴するものである。教育面でも、オンライン研修と称するインターネットを使用した双方向の新しい教育システムを導入し実施していた。

国をあげての知的財産権体制の整備・育成・教育活動、特許事務所の支援活動、企業の実践活動に腰の据わった力強さを感じた。

3.2 各訪問機関の報告

3.2.1 韓国特許庁 (KIPO)

韓国特許庁では、知識情報化社会の基盤構築に向けた取組みとして、たとえば庁独自に「知

識財産ビジョン」を策定し、実施している。また、先行技術調査のアウトソーシングの拡大、電算システムの性能改善、特許手数料の体系改善などを推進している。さらに、審査官数は現在696名であるが、2007年までに450名の追加増員を予定している。

優先審査については、2000年に電子取引関連出願に対象拡大、2001年に出願公開要件を削除するなど、優先審査の対象となる事項を持続的に拡大させている。無効審判については、2002年の特許、実用新案を併せた無効審判請求件数は647件であり、その件数は年々増加する傾向にある。しかし、外国人の被請求件数は過去3年間の年平均は20件前後と少なく、その傾向を示すのは難しいようである。なお、現時点で、異議申立と無効審判を一本化する予定はないとのことである。

権利範囲確認審判について、特許、実用新案を併せた積極的権利範囲確認審判の請求人数および消極的権利範囲確認審判の被請求人数2002年でそれぞれ146人および273人であるが、そのうち外国人はほとんどいない（それぞれ5人および1人）。また、権利範囲確認審判制度の見直しの議論は、現在なされていないとのことである。

実用新案（無審査）については、その利用は個人に多く、また外国人による利用はほとんどない。実用新案制度の積極的な活用、早期の権利行使を目的として、特許と実用新案相互間の二重出願制度が1999年より導入されている。ただし、複数の出願に基づいて一つの二重出願を行うことはできないとのことである。

3.2.2 韓国発明振興会 (KIPA)

韓国では知的財産にかかわる団体や組織を一つのビルに集結して、2003年3月に韓国知的財産サービスセンター(KIPS)を設立した。KIPAもこのKIPSビルに転居してより良いサービ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ス提供をめざしている。従来、下位組織として特許技術情報センター (KIPRIC) を構えて、特許庁からの依頼に基づく先行技術調査等も行っていたが、KIPRIC は独立法人化した。よって現在の KIPA の主な活動は、特許振興活動、事業化支援活動、知的財産教育活動の三つとなった。

特許振興活動は、ソウル国際発明品展示会等を通じて発明の促進を図っている。事業化支援活動は、中小企業が権利化された発明をベースに事業を始める際に、特許評価や資金の援助を行っている。

そして最も注力しているのが教育活動である。現在の研修メニューは韓国特許庁からの委託によるオンライン研修と、KIPA 主催のオフライン研修の二つに分けられる。オンライン研修はウェブサイト上で運営しており、全国民が誰でも無料で受講可能となっている。サービス開始以来2003年10月までに28,000名以上の受講生を迎えている。さらに、知的財産を学ぶためのサイバー大学設立を検討し始めている。オフライン研修は、一般向け知的財産の基礎知識から、専門知識までを学べる短期・長期研修をはじめ、公共機関からの委託により依頼機関のニーズにあった研修を行うこともある。さらに海外研修も年に1～2回開催している。これらの研修は有償であるが、研修終了後に受講費の一部が返却される制度も設けられている。

3. 2. 3 国家専門行政研修院国際特許研修部

韓国では知的財産は経済発展を推し進める強力な武器であることを官民で強く認識している。

国家レベルで組織立った教育を通じて国民の知財意識高揚と、専門家を訓練することのために国際特許研修部は1987年に設立された。

中国や日本などとの教育研修交流や、e コマースなど先端分野での訓練プログラムの導入を積極的に行っている。発明振興会とは公務員教育が主であることで一線を画しているが、民間

の参加者も多く受け入れている。KIPO スタッフや IP 関連公務員向け教育の21コース、企業、事務所向けの14コース、発明振興の9コース、及び外国人対象の3コースがある。2002年までの全受講者は46,349人である。2002年の受講者数4,044人のうち公務員は1,675人、市民1,483人、教職関係者769人、外国人は117人であった。

学校教育では教師の指導から始まり、学生の発明意識を高めるための「知的財産教育センター」を建設する予定がある。韓国の未来を支える小中高校生に対し各種発表会やコンテストなど発明意欲を高める催しを行っている。

将来は韓国特許庁へ管轄が移る予定であるが、世界的な知的財産研修院に展開したいとのことである。また、研究施設としても国際知的財産大学院たる性格を目指している。

3. 2. 4 韓国特許法院

1998年3月1日に全国を管轄する高等法院級の専門法院として大田市に設立され、特許審判院の審決又は決定に対する不服の訴えを専門に審理する裁判所である。

組織形態は法院長、判事会議、裁判部（3合議部）、特許課（裁判業務の補佐）、総務課、技術審理官室、各種委員会（七つ）で構成されており、現在の人員は院長を含め法官10名と技術審理官9名（電気・電子、機械金属、化学及び生命工学の3分野に各3名）、その他の職員約40名で構成されている。

最近における特許法院での受付事件数は年間800件前後（当事者系審判事件が約3/4）で推移しており、審理期間は特許事件で約60%、実用新案事件で約75%が1年以内に、商標と意匠事件は約70%が6ヶ月以内に審理が終結して判決が言い渡されている。

審決取消比率は現在30%強であるが、特許法院の判断基準確立により、特許審判院でも特許法院の判断基準に沿った審決をしており、今後

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

の審決取消比率は減少すると考えられている。

侵害訴訟の控訴審を特許法院の専属管轄とすべきとの意見がある。しかし、訴訟当事者の殆どがソウルにいるため、大田市にある特許法院は地理的に不便であること、および特許調査官を配置すれば各法院の専門性は確保できることから特許法院の専属管轄化には反対であるとの意見もあり、両者は対立している。

なお、侵害訴訟の第一審の専属管轄化に関しては特に論議がなされていないが、改正民事訴訟法により一般地方法院の他に専門裁判部が設置された地方法院へも訴えを提起できるように管轄が拡大されている。

3. 2. 5 LG 電子株

LG 電子の研究所の一つであるデジタル電化製品研究所を訪問した。LG 電子は各研究所に特許部門を持ち、本社に統括する知的財産チームがある。人員約340名からなるこの研究所では、約1万件(海外約2,200件を含む)の特許権を保有し、年間700~800件の出願をしている。

権利確保においては、研究部門、特許部門、そして特許事務所との連携を強化することにより良質の特許権取得を行い、また重要な技術は戦略特許等に認定する制度がある。外国出願は拡大方針で国内出願の30%を目標とし、必要国家(米国)、戦略国家(ヨーロッパ、中国等)、選択国家(オーストラリア、日本等)に分けて特許戦略を策定している。権利活用に関しては、製品ごとにポートフォリオを構築し、対先進企業にはクロスライセンスに有効な権利を、対後進企業には模造品対策に有効な特許を取得し対応している。また、自社開発のシステムによるパテントマップ作成を行い、他社との紛争解決においても活用している。特許価値評価については、自社および他社製品への適用、製品の安全性、被侵害事例の有無等を考慮し、研究と特許の両部門で2次考課まで行い評価している。

様々な点において、自社開発の特許管理システムや研究所独自のwebシステムを駆使した体系的で戦略的な特許戦略が策定されているという印象を持った。

韓国でも報奨金をめぐる裁判例があり、LG 電子では出願・登録・戦略特許選定・実施・ライセンス各賞および発明王の報奨制度を全社的に、また、研究所でも独自にチーム賞の他、家族同伴の海外旅行等の制度を設けている。特許部門の人材育成にも熱心で、弁理士資格取得のための休暇制度や海外留学制度がある。

3. 2. 6 金・張特許法律事務所

知的財産分野のエキスパート集団を擁する韓国最大の総合法律事務所であり、短時間の訪問であったが、「韓国特許行政の現況」、「韓国特許侵害訴訟の傾向」および「韓国特許のプラクティス」についてレクチャーを受けた。特許行政面では、審査処理の遅れが最大の問題となっている。特許侵害訴訟の面では、法院が、中立的かつ証拠に基づいた合理的、国際的傾向に合わせた判断をするようになり、日本を含む外国企業は、訴訟を法的解決手段の一つとして積極的に使う環境が整備され、事実韓国企業を相手取った訴訟が増加している。

4. 台 湾

4. 1 概 要

TRIPS 協定水準の保護を達成することに主眼を置き、特許制度のより一層の改善を図るため、1997年5月7日、2001年10月24日及び2003年2月6日に3回の専利法(特許・実用新案・意匠)の改正を行っている。2002年1月1日にはWTOに加盟している。

2003~2005年まで「知的財産権徹底保護行動計画」を推進しており、知的財産権の奨励および保護強化に努めている。台湾が知的財産権の

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

強化に国家をあげて取り組んでいる様子が理解できた。また2004年オンライン出願実現に向けての整備、インターネットを通じた国民への知的財産権の啓蒙活動等知的財産立国を目指し改革に取り組む姿勢が印象的であった。

4. 2 各訪問先の報告

4. 2. 1 経済部知慧財産局

経済部知慧財産局は、1999年1月26日旧中央標準局が改称したものである。

専利1組、2組、3組、商標権組、著作権組、資料服務組等の7組6室で、専利、商標、営業秘密、著作権及び集積回路配置権の審査・登録・コピー製品防止等、知的財産に関する広範な業務を行っている。

2003年2月6日公布の専利法改正は、2004年7月1日に施行される予定であり、新規性、進歩性、創作性および単一性については、EPO、JPO、WIPO等の判断基準を参考にして、現在審査基準を作成中とのことである。また実用新案は、方式審査のみ行われ実体審査は行われなくなった。それに伴い実用新案権を行使するときは、実用新案技術報告書の提示が必要になる。部分意匠制度については、導入を検討中とのことである。

先行技術調査は、外部機関に委託しているが、その結果は参考資料にすぎず、最終的な判断については、審査官自身が行っている。それに加えて80名程、兵役対象者の中で修士号や博士号を取得している者にトレーニングを受けさせて、兵役の代わりに2年間先行技術調査にあたらせているとのことである。審査促進のために、今後、日本、EP、米国等諸外国との先行技術結果について積極的に情報交換を行っていききたいし、審査官の海外研修も積極的に推進していききたいとのことである。また、審査のレベル向上に向けてデータベースの充実、検索の多様化、簡便な操作方法の構築に向けたプロジェクトが動き

出しているようである。

新商標法は、2003年11月28日に施行されており、音声商標及び立体商標が登録対象になった。新著作権法は、2003年7月9日に施行されており、一時的複製は複製の範囲に属することを明文化した。また米国の要求に従って光ディスク管理条例を2001年11月14日に施行し、光ディスクの不法コピーを厳しく取り締まっている。

年々増加する出願には、経済部知慧財産局も頭を痛めており、2003年の特許出願件数は7万件を超える見込みであることもあって、手続きのプロセスを合理化・組織化し、行政効率を向上させること、得られた電子資料をインターネット上で検索あるいは外国の知的財産関連機関と情報交換を行うこと等を目的にオンラインシステムの構築に取り組んでいる。日本の電子出願オンラインシステムをお手本に2004年夏には稼働させたいとのことである。

一般国民に対する知的財産権の啓蒙をインターネットを通じて行っている。楽しみながら知的財産のことがわかるように、たとえば、宝くじが当たるとかドラマ創作募集とかいろいろと工夫しており、非常に感心した。

4. 2. 2 中華民国全国工業総会

全国工業総会は、140以上の製造業分野の団体から構成される非営利組織であり、各団体の会員企業数は、各製造業分野併せて、8万社以上に上る。1942年に設立されて以来、台湾の経済発展の拡大及び促進のために産業界としての意見や見解を述べる場として重要な機能を果たしている。全国工業総会には、15の委員会が存在し、その中の一つとして智慧財産委員会がある。

智慧財産委員会は、台湾政府に協力して、台湾の知的財産権の交流・促進・教育などを行うことを主な目的としている。智慧財産委員会の主な活動の一つとして、知的財産に関する座談会・研究会・セミナーを実施している。セミナ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

一の中で特に人気のあるものは、台湾特許の実務、技術の移転(ライセンス)、外国特許制度(特にアメリカ)に関するもの、とのことである。また、智慧財産委員会は、「智慧財産」という雑誌、「台湾 IPR ニュース」というニュースレターといった出版物を発行している。「台湾 IPR ニュース」については、最近日本語版も発行を開始したとのことである。さらに、55万件の台湾特許公報を蓄積した台湾特許データベースを運営している。このデータベースの使用は会員制であり、年間1,000台湾ドルで、無制限に使用可能とのことであった。現在、智慧財産委員会内で話題となっていることは、知的財産の価値評価及び信用保証メカニズムとのことである。特に、価値評価については、2003年6月に、台湾政府による出資で台湾技術取引市場(TWTM)という価値鑑定機構が設立されており、このことから台湾国内での知的財産の価値評価システム確立の必要性が高まっていることが伺える。

なお、訪問時に、智慧財産委員会側から、改正日本特許法や日本企業での知的財産の価値評価などに関する質問を受け、和気あいあいとした雰囲気の中、我々研修団と智慧財産委員会との活発な意見交換を行うことができた。

4. 2. 3 財政部関税総局

財政部関税総局では、特に不正商品における水際措置の対応として積極的な取り組みを行い、その成果も顕著に向上させている。

迅速に輸出の通関処理をする必要の中で、特許権での侵害判断は容易ではない場合があり、対象品に対する情報をきちんと把握する必要がある。多くは仮処分決定書に基づいて対応している。

著作権侵害に対しては特にコンピュータ関連商品(コンピュータ、プリンタ、コンピュータゲーム関連)を監視し、検査の中で疑いのある

ものは詳細に内容をチェックしている。光ディスクの海賊版に対しては、関係省庁とともに摘発の特別プロジェクトを作り対応しており、2003年も1月～8月までに約40万枚を押収(前年同期の10倍以上)している。押収品の90%以上が中国から輸入されている。光学ディスクには出所を表示するコードが記載されており、それを検出することで侵害品の区別を行っており、コードの記載がないものは通関させない。マスクロムの出所コードを調査する場合には外部機関に依頼している。

関税総局では、権利者側からの詳細な輸出入情報が十分になくとも、侵害品の取締りを自発的に行っている。また、場合によっては警察からの情報に基づいて取り締まる場合もある。

商標権に対する取り締まりは最も行いやすいが、経済部から登録商標権の情報を入手し、商標権を検索できる輸出監視システムにより取り締まっている。

不正商品の摘発の対応は高度になり、かなり進んできてはいるが、対象となる不正商品の増大は、それ以上にあると思われ、権利者からの情報提供を含む協力が重要であることを再認識した。

4. 2. 4 司 法 院

司法院は台湾の最高司法機構であり、民事、刑事および行政訴訟裁判権、公務員懲戒権、憲法および法律法規解釈権並びに司法行政権の権限を有している。日本の最高裁判所に相当する。

台湾のWTO加盟による専利法の改正により、刑事罰が廃止されて、侵害訴訟は民事手続によって行われている。その法制度は日本に倣って整備中である。

民事訴訟については、互惠の原則の下に外国企業も民事訴訟を提起できる(専利91条)。仮差止め、仮処分、証拠保全、調停も同様である。

知的財産権に関する専門法院はないが、台北、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

台中の地方法院に専門法廷を設けている。今後、新竹にも設置の予定である。

民事訴訟の審理期間としては、地方法院では1年4ヶ月以内、高等法院では2年以内と定めている。

民事訴訟においては、営業秘密を積極的に保護する以下の施策を採っている。

①裁判の非公開（民訴195-1条）

当事者の申し出により、裁判官が認めた場合と、当事者双方の合意がある場合に認める。

②文書提出命令及び不提出の推定規定（民訴344条2項及び345条1項）

裁判所は文書提出命令に当事者が従わないときは、相手方の主張を真実と推定できる。なお、訴訟文書が営業秘密であり、公開により当事者の利益に重大な影響を及ぼす理由があるときは、提出を拒否できる。

③書証の閲覧制限（民訴242条3項）

営業秘密の保護として第三者の閲覧を制限できる。

④訴訟手続

衡平の原則をもって行う。

民事訴訟と行政訴訟の併存の取り扱いについては、行政側の審理を尊重している。裁判官は、行政訴訟の決定ができるまで民事訴訟の手続を中止できる（専利90条1項、行訴12条、民訴182条）。

台北高等行政法院での行政訴訟手続期間として、審理着手に6～9ヶ月を要し、審理期間は商標では69日、専利では90日を要している。

刑事罰廃止後の民事訴訟の動向（台北地方法院統計）について、知的財産権の訴訟件数は、台北地方法院では21件／2002年度分が、65件／2003年度1～9月集計分と増加している。

以上、司法院では、積極的に知的財産権の保護を目的として法整備を行っており、頼もしく思えた。

4.2.5 理律法律事務所

理律法律事務所は、台湾で最も番歴史が古く、一番大きな法律事務所である。560人の陣容で、特許部、商標部、会社投資部、知的財産権管理執行部、訴訟部、金融部及び政府契約・公共事業部の7部門に分かれて、知的財産権、法律全般にわたって業務を行っている。理律法律事務所が扱う特許出願件数は、2002年度で7,000件（国内）、1,000件（外国）、商標出願件数は、4,500件、維持商標は、10万件に上るとのことである。

専利法改正等で問題になることについて伺った。インターネット上等電子媒体での公開は、特許法には明記されていないが、新規性の喪失になる。

商標法、著作権法については、刑事罰の規定は残っているが、専利法については、刑事罰が廃止された。それに伴い、侵害行為、故意・過失、損害等を立証するためには、これからは自分の力で証拠収集することが必要になる。米国のような Discovery 制度の導入等、民事訴訟手続における権利者の権限をいかに強化していくかが新たな焦点となっている。侵害品であることを確認した後、事前に警告をしておくのも一つの方法だろう。これによって侵害行為の停止を促すことができる。また、警告を送達した後も侵害行為を引き続き行う場合は、警告状送達の事実をもって故意侵害を立証できる。故意侵害の場合は、最高3倍の損害賠償請求をすることができる（専利85条）。さらに、物品上に特許表示をしていなかった場合には、侵害者が特許物品であることを明らかに知っていた、または知り得たことを証明できなければ、損害賠償を請求することができない。この場合も警告状送達は、知り得たことの立証になるとのことである。

最後に、理律法律事務所内を見学させて戴いた。台湾の知的財産権保護強化に対する強い思いを垣間見ることができた。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

5. む す び

本研修参加者（団長，事務局は除く）の年齢構成をみると，20歳代2名，30歳代5名，40歳代9名，50歳代6名，とバラエティに富み，かつ前回に比べて相当若返った。また，知財部責任者から中堅部員，特許事務所弁理士と顔ぶれも多彩であった。

2003年3月から10月まで事前研修として，各グループに分かれて各訪問機関に対する質問書の作成を行った。この質問書を事前に訪問先へ送付しておいたので，ほとんどの訪問先ではこの質問書に添った形で説明があり，その後の質疑も効率よく行われた。先方の都合で希望する訪問先への訪問が実現できなかった所もあったが，大半は希望通り実現したといえる。

特許庁，司法機関，企業など個人ではなかなか訪問できない所を訪問できたうえ，訪問先では熱心に應對して頂いたので，総じて有意義な研修であった。

研修成果としてここに記した内容は，必ずしも現地へ行かなければ得られない内容ばかりではなく，また掘り下げが足りない部分もあるが，

3カ国を広く研修するという目的を優先させているため，時間の制約の中ではこの内容で十分満足すべきものといえよう。また現地の知財関係機関を訪れ，現地の知財関係者と会い，直接話を聞き質疑を行うことができたことは，各研修参加者にとっては無形の財産として今後の知財業務遂行に大きくプラスに働くものと思われる。

今回の事前研修および現地研修を通じ，同じ知財業務に携わる団員相互が知り合えた点も，各参加者の今後にはプラスとなろう。

急速に変貌を続けていくであろうアジア諸国の知財事情を学ぶこの研修は，今後も継続，拡大し，発展することが望ましいと判断する。

最後に，研修団のために，貴重な時間を割いて應對して下さった各訪問機関の方々，訪問機関のアレンジをお世話頂いた各国の窓口関係者，通訳者，さらには本研修の企画，ご支援およびご協力を頂いた研修企画委員会，協会事務局研修グループを始めとする協会関係各位に深く感謝申し上げます。

（原稿受領日 2004年2月2日）